（２）地域密着型サービスの事業利用の見込み

地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスについては、サービス種別ごとの利用量を次のように見込みました。

地域密着型サービスの事業利用量の総括

（単位：回／年、人／年）

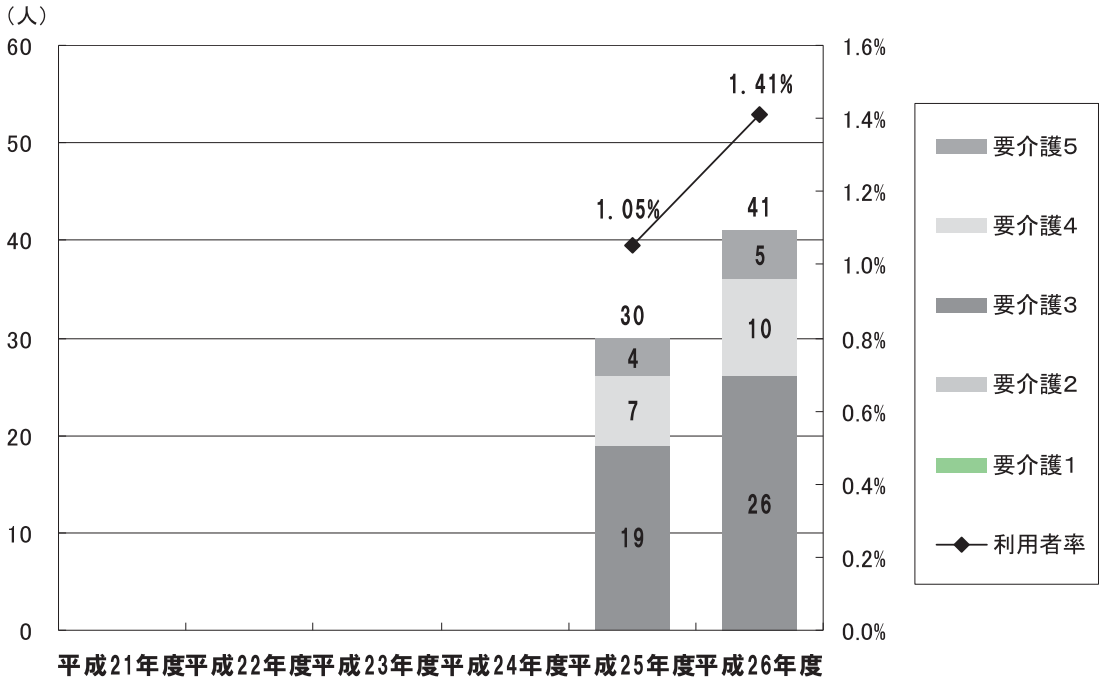
介護給付・予防給付　計	第４ 期			第５ 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
（２）地域密着型（介護予防）サービス						
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
人数				0	360	492
②夜間対応型訪問介護						
人数	0	0	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護						
回数	4,260	3,436	3,804	3,927	4,142	4,290
（人数）	302	273	306	317	333	343
④小規模多機能型居宅介護						
人数	466	561	615	837	1,215	1,457
⑤認知症対応型共同生活介護						
人数	4,964	5,111	5,225	5,409	5,469	5,553
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護						
人数	0	0	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
人数	0	0	0	0	0	0
⑧複合型サービス						
人数				240	600	600



①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○短時間の定期巡回訪問や24時間・365日対応可能な窓口を設置して、随時対応するサービスです。

このサービスは、新たなサービスとして平成24年４月１日から提供されるサービスです。本組合においては、平成25年度からの提供・利用を想定しており、訪問介護及び訪問看護利用者見込み数のうち、要介護３～５の方を中心に30～41人程度の利用を見込んでいます。



（単位：人／月）

			実績		見込み	推計値		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
標準的居宅サービス利用者数			2,402	2,497	2,735	2,772	2,850	2,906
利用者率			0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.05%	1.41%
利用者			0	0	0	0	30	41
	予防給付	要支援1						
		要支援2						
	介護給付	要介護1	0	0	0	0	0	0
		要介護2	0	0	0	0	0	0
		要介護3	0	0	0	0	19	26
		要介護4	0	0	0	0	7	10
		要介護5	0	0	0	0	4	5

②夜間対応型訪問介護

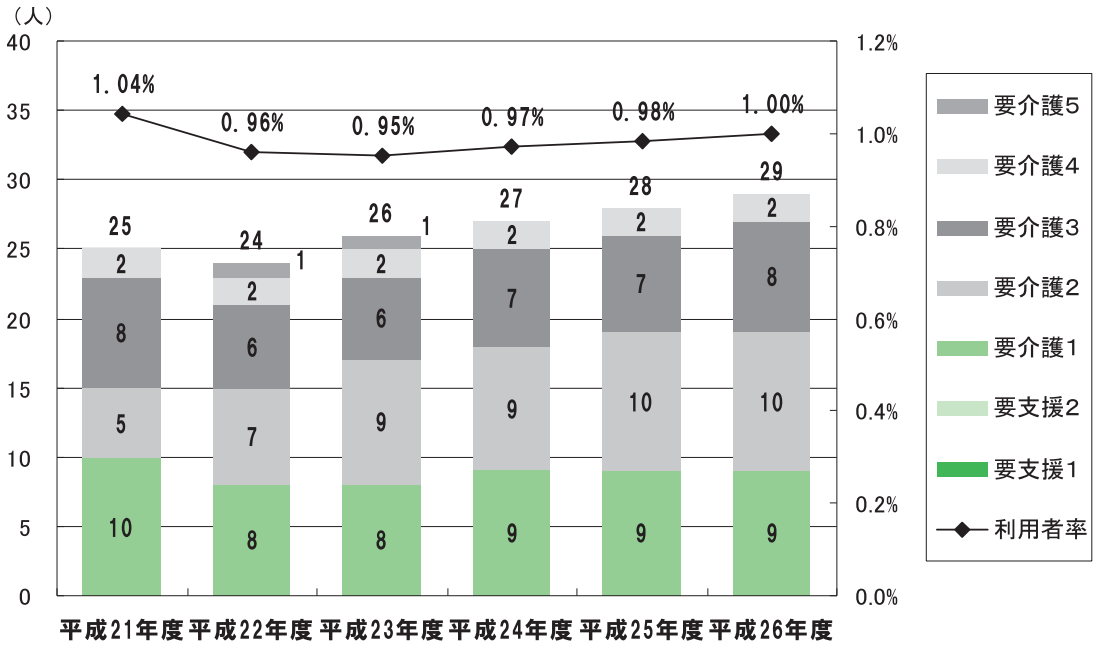
○在宅においても夜間を含め24時間安心して生活できる体制の整備として、「定期巡回（１晩につき１回）」と「通報による随時対応（月４回）」により、利用者の居宅で日常生活の世話を行うサービスです。

人口規模20～30万人の都市で、利用対象者300～400人程度のサービス実施を想定されているため、本組合においては第５期計画期間中のサービス利用は想定していません。

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

○デイサービスセンター等において認知症を持つ高齢者を対象に、日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

このサービスは、平成18年度に新設されたサービスで、本サービスの有用性の浸透により利用者数は増加してきましたが、第４期においてはほぼ横ばいでの推移となっています。第５期では、認知症患者及び認定者数の増加により、要介護２～４の方を中心に微増傾向で推移すると見込み、27～29人程度の利用を見込んでいます。



（単位：人／月）

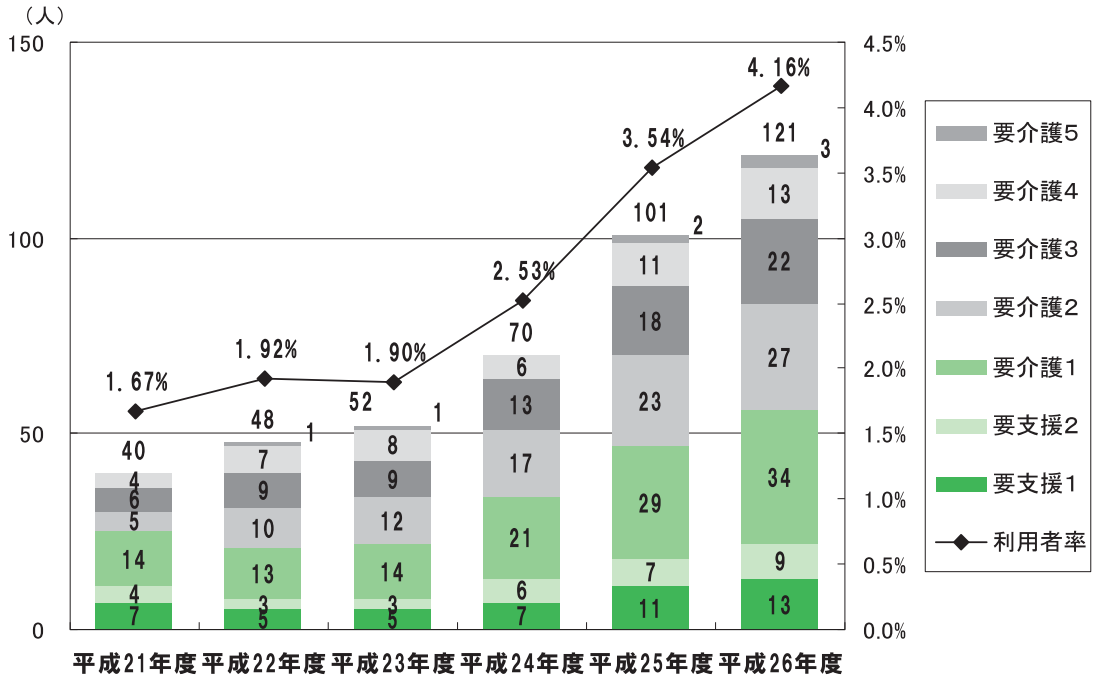
			実績		見込み	推計値		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
標準的居宅サービス利用者数			2,402	2,497	2,735	2,772	2,850	2,906
利用者率			1.04%	0.96%	0.95%	0.97%	0.98%	1.00%
利用者			25	24	26	27	28	29
	予防給付	要支援1	0	0	0	0	0	0
		要支援2	0	0	0	0	0	0
	介護給付	要介護1	10	8	8	9	9	9
		要介護2	5	7	9	9	10	10
		要介護3	8	6	6	7	7	8
		要介護4	2	2	2	2	2	2
		要介護5	0	1	1	0	0	0

④小規模多機能型居宅介護･介護予防小規模多機能型居宅介護

○要介護者等の住み慣れた地域で、通いを中心として訪問や泊まりを組み合せて、日常生活の支援を行うサービスです。

このサービスは、平成18年度のサービス創設以降、着実に利用者数が増加してきたサービスです。現在、事業所は４事業所（鳥栖市２･基山町１･みやき町１）となっていますが、第５期計画期間では、新たに鳥栖市に２事業所、上峰町に１事業所の開設を見込み、合計７事業所でのサービス提供を見込んでいます。

第５期での利用者数は、要介護１～３の方を中心に70～121人程度の利用を見込んでいます。



（単位：人／月）

			実績		見込み	推計値		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
標準的居宅サービス利用者数			2,402	2,497	2,735	2,772	2,850	2,906
利用者率			1.67%	1.92%	1.90%	2.53%	3.54%	4.16%
利用者			40	48	52	70	101	121
	予防給付	要支援1	7	5	5	7	11	13
		要支援2	4	3	3	6	7	9
	介護給付	要介護1	14	13	14	21	29	34
		要介護2	5	10	12	17	23	27
		要介護3	6	9	9	13	18	22
		要介護4	4	7	8	6	11	13
		要介護5	0	1	1	0	2	3

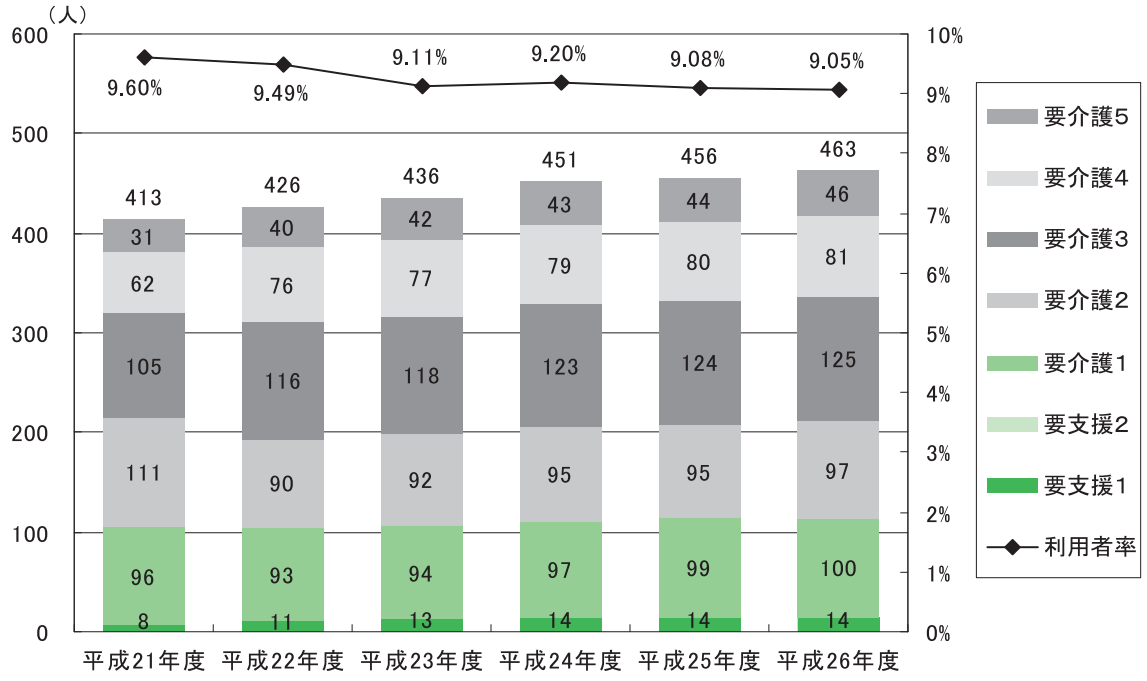


⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

○認知症のある高齢者が共同生活住居において、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができることをめざすサービスです。

現在32施設が指定を受け、定員は486人となっています。利用実績では年々増加していますが、本圏域においては空床の施設もあることから、第５期計画期間中の新たな整備は想定しておらず、現在の定員が満床になることを見込んでいます。利用者数では要介護１～５の方を中心に451～463人程度※の利用を見込んでいます。

※定員486人と利用者見込み数463人との差の23人については、圏域外の利用者



（単位：人／月）

			実績		見込み	推計値		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護認定者数			4,301	4,489	4,785	4,904	5,021	5,114
利用者率			9.60%	9.49%	9.11%	9.20%	9.08%	9.05%
利用者			413	426	436	451	456	463
	予防給付	要支援1	0	0	0	0	0	0
		要支援2	8	11	13	14	14	14
	介護給付	要介護1	96	93	94	97	99	100
		要介護2	111	90	92	95	95	97
		要介護3	105	116	118	123	124	125
		要介護4	62	76	77	79	80	81
		要介護5	31	40	42	43	44	46

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

○地域密着型特定施設（ケアハウス・有料老人ホームなどで、入居定員が29人以下の施設）での入浴・排泄・食事などの介護など日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

施設・居住系サービスについては、第４期末の状況において充足していると考えられるため、第５期計画期間中での新たな整備は想定していません。



⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

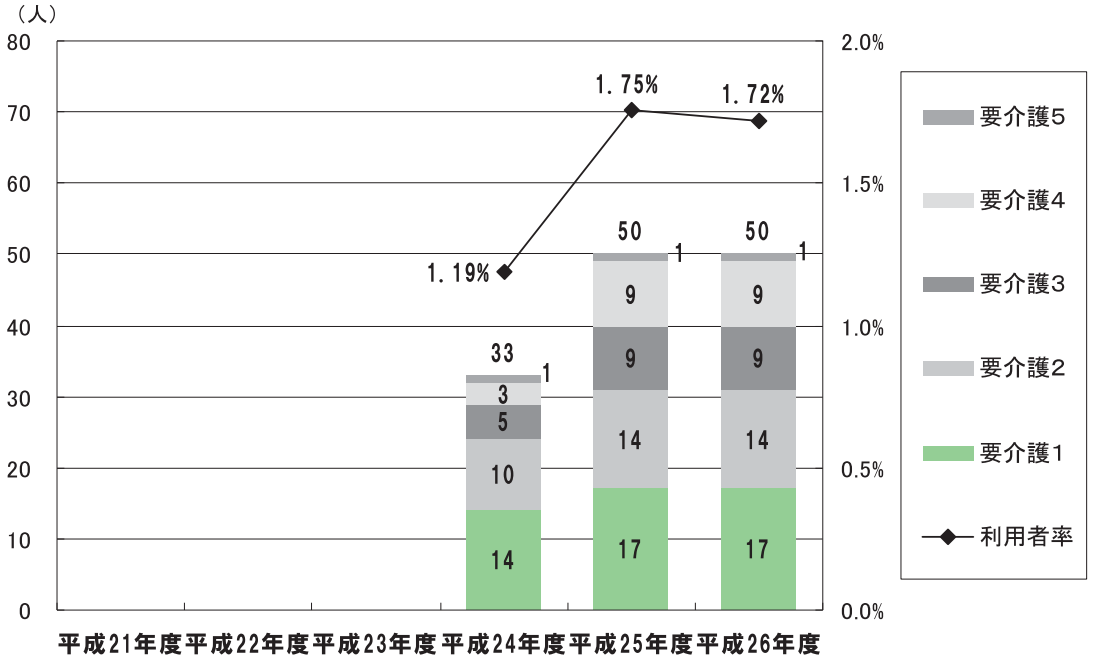
○入所定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話を提供します。

施設･居住系サービスについては、第４期末の状況において充足していると考えられるため、第５期計画期間中での新たな整備は想定していません。

⑧複合型サービス

○小規模多機能型居宅介護と訪問看護などの複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供します。

このサービスは、新たなサービスとして平成24年４月１日から提供されるサービスです。本組合においては、ショートステイサービスの12床定床化によりサービス供給が減少した分を補完するサービスと位置づけ、平成24年度から２事業所の開設を想定しています。利用者数は要介護１～２の方の利用を中心に20～50人程度の利用を見込んでいます。



（単位：人／月）

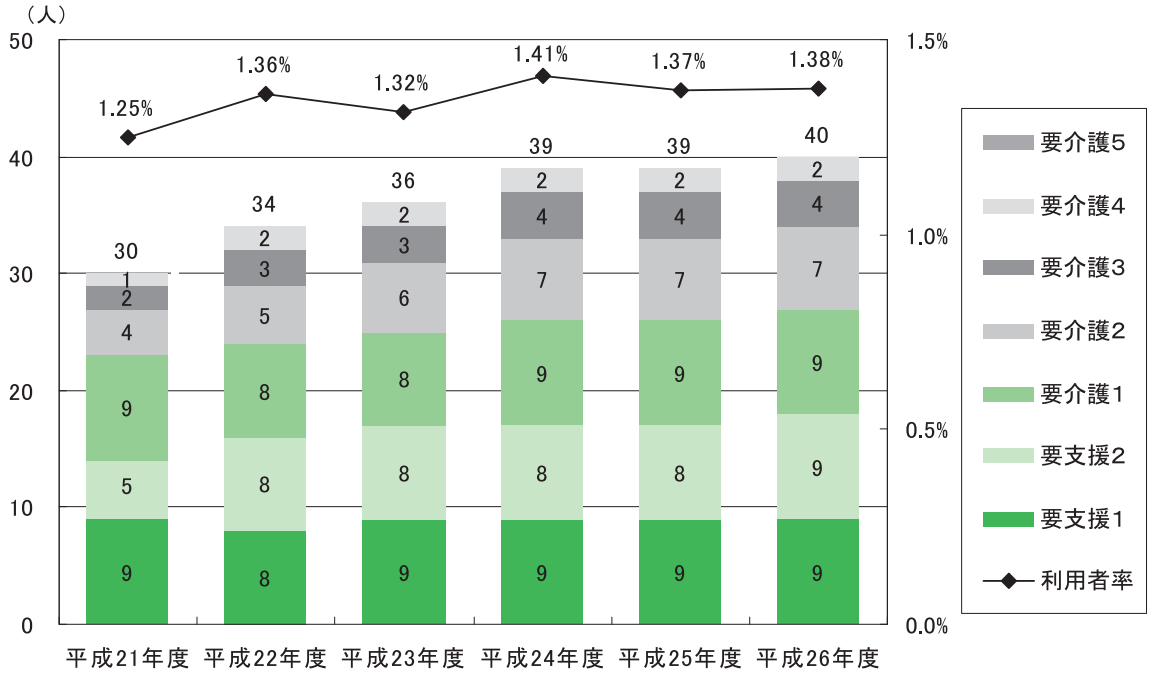
			実績		見込み	推計値		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
標準的居宅サービス利用者数			2,402	2,497	2,735	2,772	2,850	2,906
利用者率			0.00%	0.00%	0.00%	1.19%	1.75%	1.72%
利用者			0	0	0	33	50	50
	予防給付	要支援1						
		要支援2						
	介護給付	要介護1	0	0	0	14	17	17
		要介護2	0	0	0	10	14	14
		要介護3	0	0	0	5	9	9
		要介護4	0	0	0	3	9	9
		要介護5	0	0	0	1	1	1

（3）住宅改修費・介護予防住宅改修費の事業利用量見込み

住宅改修費及び介護予防住宅改修費の利用量を次のように見込みました。

○住宅改修費の支給は、要介護者・要支援者の日常生活を支援し、手すりの取付けや段差解消、洋式便器への取り替えなど小規模な住宅改修を行った場合に、20万円を限度としてかかった費用の９割を支給するサービスです。改修工事を行う前に、事前に申請が必要です。

このサービスは、在宅での介護を促進する基礎的なサービスであり、利用実績では利用者数が増加しています。第５期では、要支援１～要介護２の方の利用を中心に39～40人程度の利用を見込んでいます。



（単位：人／月）

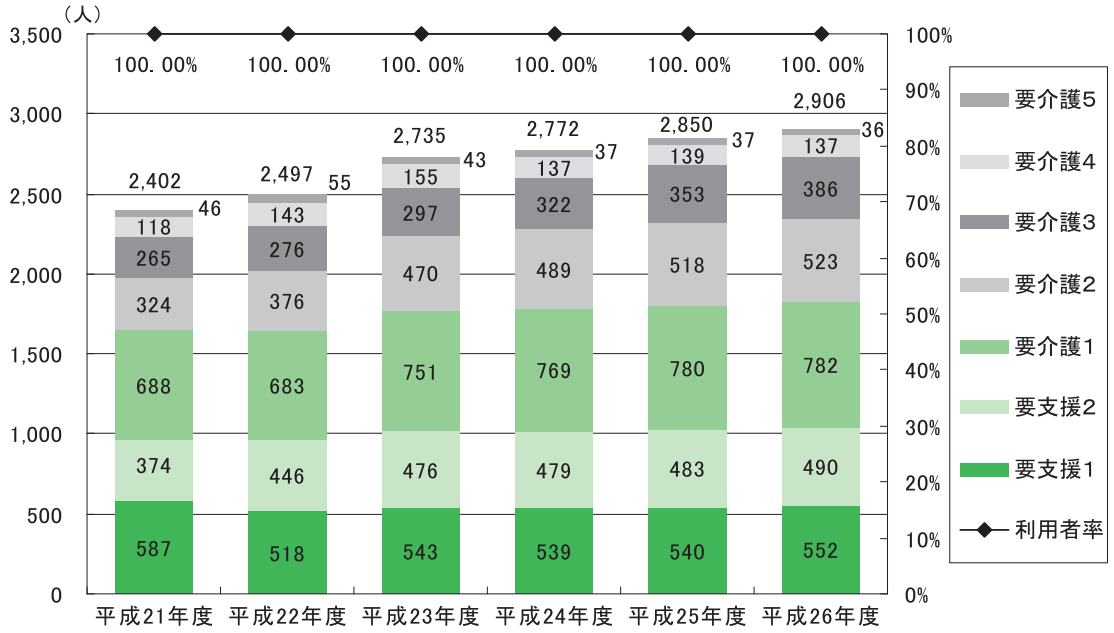
			実績		見込み	推計値		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
標準的居宅サービス利用者数			2,402	2,497	2,735	2,772	2,850	2,906
利用者率			1.25%	1.36%	1.32%	1.41%	1.37%	1.38%
利用者			30	34	36	39	39	40
	予防給付	要支援1	9	8	9	9	9	9
		要支援2	5	8	8	8	8	9
	介護給付	要介護1	9	8	8	9	9	9
		要介護2	4	5	6	7	7	7
		要介護3	2	3	3	4	4	4
		要介護4	1	2	2	2	2	2
		要介護5	0	0	0	0	0	0

（４）居宅介護支援・介護予防支援の事業利用量の見込み

居宅介護支援及び介護予防支援の利用量を次のように見込みました。

○在宅サービス等を適切に利用できるように、介護支援専門員が心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類や内容を示す居宅サービス計画（ケアプラン）、または介護予防サービス計画（予防ケアプラン）を作成し、サービスを利用するためにサービス提供事業者等との連絡・調整を行うサービスです。

このサービスは、何らかの居宅系サービスを受ける方は、原則としてすべて利用することとなるため、利用者率を100％としました。第５期では、国の参酌標準に基づき重度の施設利用者数の増加を想定し、要支援１～要介護３の方の利用を中心に2,772～2,906人程度（推計した標準的居宅サービス利用者数）の利用を見込んでいます。



（単位：人／月）

			実績		見込み	推計値		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
標準的居宅サービス利用者数			2,402	2,497	2,735	2,772	2,850	2,906
利用者率			100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
利用者			2,402	2,497	2,735	2,772	2,850	2,906
	予防給付	要支援1	587	518	543	539	540	552
		要支援2	374	446	476	479	483	490
	介護給付	要介護1	688	683	751	769	780	782
		要介護2	324	376	470	489	518	523
		要介護3	265	276	297	322	353	386
		要介護4	118	143	155	137	139	137
		要介護5	46	55	43	37	37	36



（5）施設サービスの事業利用量の見込み

施設サービスの利用量を次のように見込みました。

施設サービスの事業利用量の総括

（単位：人／年）

介護給付	第4 期			第5 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(5)介護保険施設サービス						
①介護老人福祉施設						
人数	4,410	4,485	4,485	4,629	4,629	4,629
②介護老人保健施設						
人数	2,205	2,174	2,174	2,174	2,174	2,174
③介護療養型医療施設						
人数	888	910	909	909	909	910

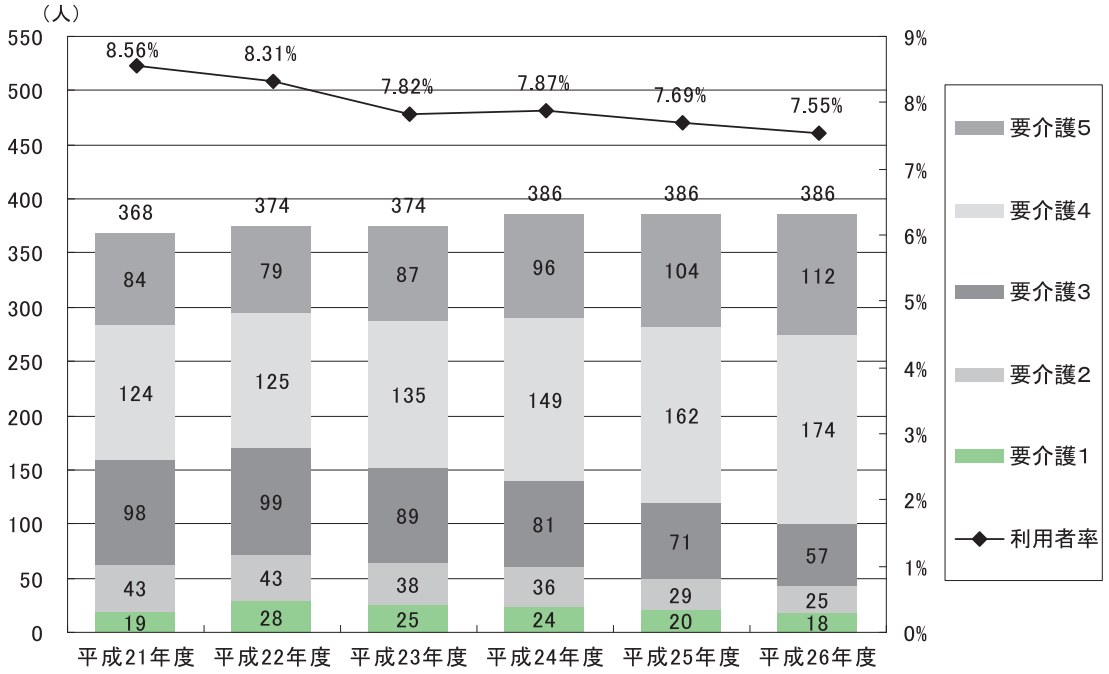
①介護老人福祉施設

○要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うことを目的とした施設です。

本サービスについては、ショートステイサービスの12床定床化により平成24年度以降、床数が増加する見込みとなっています。

利用実績では、定員495人に対し368人～374人の利用※となっており、ほぼ横ばいでの推移となっています。第５期では、定床化による床数の増加に加え、国の参酌標準に基づき重度者の割合が増加すると想定し、386人程度の利用を見込んでいます。

※本組合に所在する施設は現在ほぼ満床（定員に対し空きがない状態）の状態ですが、入所者のうち他市町村からの住所地特例による入所者は本組合の給付の対象とならないため、定員数に対し、利用者の人数は少なくなっています。



（単位：人／月）

			実績		見込み	推計値		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護認定者数			4,301	4,489	4,785	4,904	5,021	5,114
利用者率			8.56%	8.31%	7.82%	7.87%	7.69%	7.55%
利用者			368	374	374	386	386	386
	予防給付	要支援1	0	0	0	0	0	0
		要支援2	0	0	0	0	0	0
	介護給付	要介護1	19	28	25	24	20	18
		要介護2	43	43	38	36	29	25
		要介護3	98	99	89	81	71	57
		要介護4	124	125	135	149	162	174
		要介護5	84	79	87	96	104	112



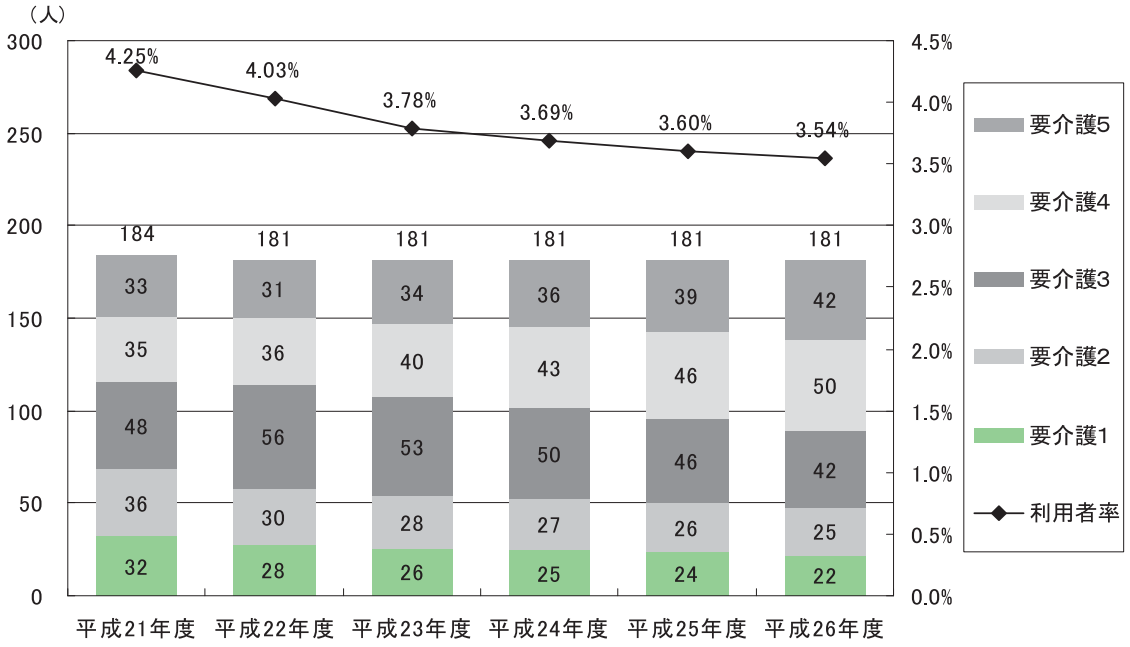
②介護老人保健施設

○要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行うとともに、在宅生活への復帰を図ることを目的とした施設です。

利用実績では、定員270人に対し181人～184人の利用※となっており、ほぼ横ばいでの推移となっています。第５期においては、国の参酌標準に基づき重度者の割合が増加すると想定し、181人程度の利用を見込んでいます。

なお本サービスの定員については、第５期中において新たな整備は想定していません。

※本組合に所在する施設は現在ほぼ満床（定員に対し空きがない状態）の状態ですが、入所者のうち他市町村からの住所地特例による入所者は本組合の給付の対象とならないため、定員数に対し、利用者の人数は少なくなっています。



（単位：人／月）

			実績		見込み	推計値		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護認定者数			4,301	4,489	4,785	4,904	5,021	5,114
利用者率			4.25%	4.03%	3.78%	3.69%	3.60%	3.54%
利用者			184	181	181	181	181	181
	予防給付	要支援1	0	0	0	0	0	0
		要支援2	0	0	0	0	0	0
	介護給付	要介護1	32	28	26	25	24	22
		要介護2	36	30	28	27	26	25
		要介護3	48	56	53	50	46	42
		要介護4	35	36	40	43	46	50
		要介護5	33	31	34	36	39	42

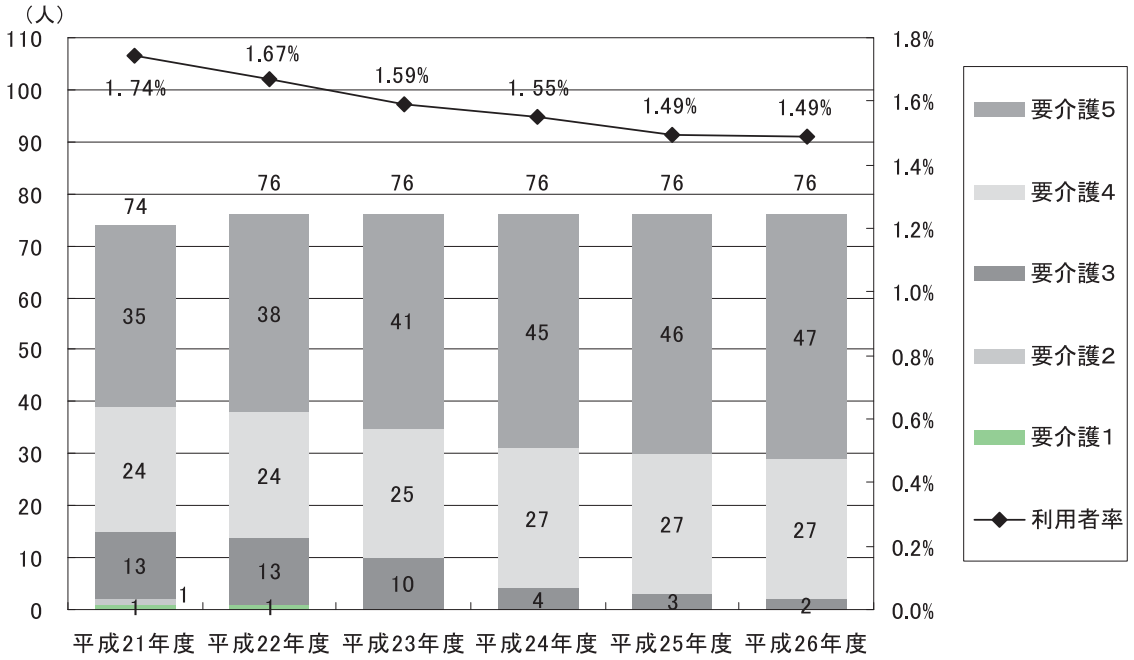
③介護療養型医療施設

○長期療養を必要とする慢性期に至った要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下での世話、機能訓練等の必要な医療などを提供する施設です。

利用実績では、定員137人に対し75人～76人の利用※となっており、ほぼ横ばいでの推移となっています。第５期においては、国の参酌標準に基づき重度者の割合が増加すると想定し、要介護４～５の方の利用増を中心に76 人程度の利用を見込んでいます。

なお本サービスについては、平成30年３月31日までに廃止されることとなっています。

※本組合に所在する施設は現在ほぼ満床（定員に対し空きがない状態）の状態ですが、入所者のうち他市町村からの住所地特例による入所者は本組合の給付の対象とならないため、定員数に対し、利用者の人数は少なくなっています。



（単位：人／月）

			実績		見込み	推計値		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護認定者数			4,301	4,489	4,785	4,904	5,021	5,114
利用者率			1.74%	1.67%	1.59%	1.55%	1.49%	1.49%
利用者			74	76	76	76	76	76
	予防給付	要支援1	0	0	0	0	0	0
		要支援2	0	0	0	0	0	0
	介護給付	要介護1	1	1	0	0	0	0
		要介護2	1	0	0	0	0	0
		要介護3	13	13	10	4	3	2
		要介護4	24	24	25	27	27	27
		要介護5	35	38	41	45	46	47



6 地域支援事業

【概要】

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するもので、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防事業）、包括的支援事業及び任意事業で構成しています。

地域支援事業の実施に伴い、本組合では、各事業について、次の考えに基づき展開します。

なお、平成24年度の制度改正に伴い地域支援事業の枠組みの中で「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設され、市町村の判断により実施の有無を決めることができることとなりましたが、本組合としては、本計画期間中の取り組みを予定しています。

【各事業の考え方】

Ⅰ　介護予防・日常生活支援総合事業

本圏域の第１号被保険者及び第２号被保険者を対象として、要介護状態等となることの予防または要支援状態の軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を目的として行われます。

本組合としては、本計画期間中の当該事業への取り組みを予定しているため、具体的な事業内容については、本組合、市町及び地域包括支援センターにより、本組合における最適な方法について協議します。

（１）要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業

要支援者及び生活機能の低下した高齢者を早期に把握し、要介護状態等となる恐れの高い虚弱な状態であると認められる高齢者（二次予防事業対象者）に対して、生活機能の維持・向上を目的に、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、きめ細やかに実施されるものです。

サービスの提供に際し、地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントを行い、通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業などの適切なサービスを計画します。

①予防サービスに係る事業

要支援者及び二次予防事業対象者に対して、訪問型予防サービス、通所型予防サービス等のうち、本組合が定めるサービスを行う事業です。

要支援者に対しては、訪問型予防サービス及び通所型予防サービス以外の介護予防サービス

または地域密着型介護予防サービスのうち本組合が定めるサービスを行うことができます。

二次予防事業対象者に対しては、自立支援の効果を高める観点から、通所型予防サービスによって対応することが基本です。一方、要介護状態等から改善した二次予防事業対象者であって、ケアマネジメントに基づき特に必要があると認められる者に対しては、訪問型予防サービスを実施するとともに、通所型予防サービスへの参加が困難である二次予防事業対象者に対しては、保健師等が居宅を訪問して、生活機能に関する問題を総合的に把握及び評価し、必要な相談や指導を実施します。

②生活支援サービスに係る事業

要支援者及び二次予防対象者に対して、次に掲げる事業のうち本組合が定めるものを実施する事業です。

- 栄養の改善を目的として、配食を行う事業
- 要支援者及び二次予防事業対象者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業
- その他地域の実情に応じつつ、予防サービスに係る事業と一体的に行われることにより、介護予防及び地域における自立した日常生活の支援に資する事業

佐賀県は、高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進する観点から、介護施設や居宅等において、介護支援ボランティア活動を行った場合に当該活動の実績によりポイントを付与し活動を促進する「ボランティアポイント制度（サポーティア）」の実施を予定しています。本組合としても当該事業の取り組みを検討します。

③ケアマネジメントに係る事業

要支援者（指定介護予防支援または特定介護予防サービス費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）及び二次予防事業対象者に対して、介護予防を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、予防サービスに係る事業、生活支援サービスに係る事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業です。

当該事業の実施にあたっては、要支援者または二次予防事業対象者ごとの状況等に関する課題分析等が行われるとともに、当該分析等の結果を踏まえたケアプランが作成され、当該ケアプランに基づいた事業の実施が必要であるとともに、事業実施後には、要支援者又は二次予防事業対象者の状況等の再評価が必要です。

なお、二次予防事業対象者については、ケアプランの作成の必要がない場合には、事業の実施前及び実施後に、事業実施担当者と情報を共有することにより、ケアプランの作成に代えることができます。



ケアマネジメントに当たっては、利用者自身による取り組み、地域住民等による支援等を積極的に位置づけるよう努めることが重要です。

④二次予防事業の対象者の把握に係る事業

平成22年８月の地域支援事業実施要綱改正に伴い、平成23年度から二次予防事業の対象者（元気づくり高齢者）を把握するため、把握事業の全対象者に基本チェックリストを配布・回収することとしました。

本計画期間においても、引き続き実態調査を兼ねた基本チェックリストの配布・回収を行うとともに、要介護認定等に係る事業及び保健分野における訪問活動を行う保健師等との連携、医療機関、民生委員等との連携などによるさまざまな機会を捉えた実態把握の実施に努めます。

⑤評価に係る事業

介護予防・日常生活支援総合事業を効果的かつ効率的に実施する観点から、定期的に介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況等に関する評価を実施します。

介護保険事業計画において定める目標値（10%改善）の達成状況等の検証を、専門機関（大学等）と提携して実施するとともに、地域包括支援センター運営協議会へ提出することにより、事業評価を行います。事業評価の実施後は、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図ります。

（２）一次予防に係る事業

介護予防のための個々人の取り組みを、日々の生活として定着させるとともに、介護予防に資する自主的な活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施する地域社会の構築をめざし、介護予防に関する知識の普及及び啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成及び支援を実施します。

具体的には、高齢者の状態に応じた健康づくり・介護予防のための講座や教室を開催するとともに、地域で高齢者を支援する活動をしている団体や組織に介護予防の簡単で効果のある体操などの普及啓発を行うなど、市民との協働等により、広く健康づくり・介護予防を推進します。

①介護予防普及啓発事業

地域住民が参加しやすい公民館や集会所などで、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・認知症予防・閉じこもり予防・うつ予防などの講座や教室を実施します。

介護予防を普及啓発するための有識者等による講演会を実施します。

②地域介護予防活動支援事業

老人福祉センター事業などにおいて、地域や高齢者の自主的活動を支援します。介護予防に関

するボランティアポイント制度など、住民の積極的な参加を促すボランティア活動を支援します。

③一次予防事業評価事業

第４期介護保険事業計画期間中には実施していませんでしたが、本計画に位置づけた一次予防事業について、プロセス評価を中心に事業評価を実施するとともに、当該事業評価の結果に基づき、適切に事業の見直しを行います。

II　包括的支援事業

（１）地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるように、健康や福祉、介護などに関する相談を受けたり、その人の身体状況に最も適したアドバイスを行うなど、高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう支援しています。

本計画期間においては、地域包括支援センターの委託に際し実施方針を定め、本組合、市町及び地域包括支援センターが相互に連携するとともに、地域包括支援センター運営協議会の評価を受けながら適切な運営のための取り組みに努めます。

また、民間事業者へ委託している５カ所の地域包括支援センターについては、本計画期間の最終年度である平成26年度末で委託から５年（継続委託の最終年度）を迎えるため、それぞれの地域包括支援センターにおいて、適切な事業運営が確保され、再委託が可能かについて評価するための方法を検討します。

＜設置箇所数＞ ６ヶ所（直営１ヶ所、委託5 ヶ所）

＜配置スタッフ＞ 原則として、保健師･社会福祉士･主任介護支援専門員の３職種

＜業務内容＞

①総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れたまちで、安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

②高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護の支援

地域の住民や民生委員･児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決でき



ない場合や、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して生活を行なうことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

また、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待や困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用により、高齢者が安心できる生活の支援を行います。

③包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域の高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らすことができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において他職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援します。

④介護予防ケアマネジメント業務

要支援者又は二次予防事業対象者が、要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて介護予防ケアプランを作成し、計画に基づき、地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

Ⅲ　任意事業

家族介護者の支援のための事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業などを、介護保険制度の中で実施します。

（１）介護給付等費用適正化事業

介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに、利用者本位の質の高い介護サービスを提供するための事業を実施します。

事業の実施に当たっては、佐賀県介護給付適正化計画との整合を図り実施するものとします。

①認定調査状況チェック

要支援要介護認定事務の実施に際し、認定調査員が行ったすべての調査結果について、本組合の保健師によりその内容を点検し、必要な場合は調査票の訂正や再調査を依頼する等により、要支援要介護認定結果の平準化を図っています。

②ケアプランの点検

地域の介護支援専門員のケアマネジメント力を向上させ、介護サービス利用者に対し適切なサービス提供が可能になるよう、ケアプラン点検を実施します。

ケアプラン点検は、厚生労働省作成のケアプラン点検支援マニュアルに沿って実施するもの

とします。

③住宅改修等の点検

住宅改修については、申請通りの施工がなされているかどうかを確認するため、竣工写真はメジャーをあてて撮影するよう指導するとともに、必要に応じて現地確認を行うことで、不適切な工事を防止する取り組みを行います。

また、福祉用具購入については、担当の介護支援専門員から使用状況確認書の提出を求めるとともに、必要に応じて現地確認を実施することにより、適切な使用の確認を行います。

④医療情報との突合・縦覧点検

国保連合会が提供する医療保険情報と介護保険情報の突合を行い、介護給付費の適正化を図ります。

また、年４回国保連合会で実施されている縦覧審査により各事業所に対し指導等を行い、介護給付費の適正化を図ります。

さらに、国保連合会の情報を活用して、軽度者に対する福祉用具貸与に係る理由書の提出状況を確認し、提出を行っていない事業所に対し指導を行います。

（２）家族介護支援事業

家族介護者の負担軽減や支援を図るため、介護知識・技術を習得する家族介護教室と介護者相互の交流会を開催する家族介護支援事業を実施します。認知症サポーター養成講座等を開催し、地域住民が認知症について正しく理解し、偏見を持たず対応でき、認知症の方の見守りができるよう、認知症高齢者見守り事業を実施します。また、紙おむつ支給などの家族介護継続支援事業を実施します。

（３）その他事業

①成年後見制度利用援助事業

高齢者の地域における自立した日常生活の支援のため、成年後見制度の市町長申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う成年後見制度利用支援事業を実施します。

②地域自立支援事業

【介護サービスの質の向上に資する事業（介護あんしん相談員派遣事業）】

地域で活躍している高齢者や民生委員等が、介護サービス利用のための相談などに応じる介護相談員として、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者との意



見交換等を行う事業です。

現在16名の介護あんしん相談員が、受け入れを希望する介護付有料老人ホーム（４箇所）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（７箇所）、介護老人保健施設（３箇所）、小規模多機能型居宅介護（４箇所）及び認知症対応型共同生活介護（32箇所）の計50箇所の事業所を訪問しています。

相談員は、介護サービス利用者とサービス提供事業者との橋渡し役となり、利用者の疑問や不満、心配事等の相談を受け、これの解消とサービス改善を支援する役割を担います。

【住宅改修支援事業】

居宅介護支援費の対象とならない場合に、住宅改修費の支給の申請に係る「住宅改修が必要な理由が分かる書類」の作成を行った場合の経費の助成を行います。

【地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業】

一人暮らし高齢者や要援護高齢者などに対し、生活支援として、栄養のバランスのとれた食事の提供や定期的な安否確認、家庭内の緊急時の対応を行う地域自立生活支援事業を行います。

栄養改善が必要な高齢者に対し、地域の社会福祉法人が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じ、地域包括支援センター等へ報告する事業を行います。

●地域支援事業費の積算

地域支援事業の事業費は、介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービス見込額の３％の範囲内で実施することができます。うち、介護予防事業が２％以内、その他の包括的支援事業・任意事業が２％以内で行われます。

また、平成24年度の制度改正により創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」を導入する場合の介護予防・日常生活支援総合事業の事業費は、介護給付等対象サービス見込額の３％を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額の事業を実施できることとされています。

事業の区分等	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合	介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない場合
地域支援事業	３.０％以内 （４.０％以内）	３.０％以内
介護予防・日常生活支援総合事業 又は介護予防事業	２.０％以内 （３.０％以内）	２.０％以内
包括的支援事業＋任意事業	２.０％以内	２.０％以内

（　　）：厚生労働大臣が相当と認める場合の割合

7 介護保険事業の円滑な推進のための方策

（１）健全で効率的な介護保険事業の運営

介護保険制度は、40歳以上の人が被保険者となる社会保険制度です。

健全な介護保険事業の運営となるよう、保険料負担と要支援･要介護状態の軽減または重度化の防止に資するサービスの効果的な利用について、住民の方々の理解と協力を得られるよう、制度の周知を積極的に行うとともに、保険料の収納事務を的確に行います。

①収納率向上のための方策

収納率向上を図るため、督促状･催告状などの通知を行うとともに、未納者への臨戸訪問を実施して、納付相談、徴収を行います。

また、一括での納付ができない場合には、分割納付なども受け付けていきます。

（２）公平な要介護認定の取り組み

①訪問調査について

新規申請については、平成20年度から保険者調査員及び指定市町村事務受託法人による保険者調査を行ってきました。

また、平成21年度からは、新たに在宅調査員制度を導入し、保険者調査の割合を増やしました。

今後も、保険者調査員及び在宅調査員の増強を図りながら、保険者調査率の向上をめざすとともに、認定調査員研修会の充実も図ってスキルアップをめざします。

②主治医意見書について

訪問調査のほかに、申請者本人の心身状況について確認するため、主治医意見書の記入をお願いしています。

介護認定審査会において、訪問調査の結果とこの意見書をもとに審査します。

今後も、申請者の心身状況をより熟知している主治医への意見書記入依頼を行うとともに、記載内容と調査結果とに乖離がある場合には、その整合性を図るための確認を行っていきます。

③認定審査会について

介護認定審査会は、医療･福祉･保健の各分野から選出された委員で構成され、審査委員の任期は２年となっています。

認定申請件数の増加に伴い、委員への負担も増大し、毎回委員の確保が課題となってきています。

今後も、審査経験と実績を有する委員をより多く登用するために、委員の再任率を上げるとと



もに、制度改正等による審査基準の変更に順応するよう審査会委員研修会の充実を図っていきます。

（３）住民の方々への積極的な情報提供

①介護保険制度のわかりやすい情報提供

【第４期中の実績等】

本組合では、介護保険情報誌として「みんなの介護保険」を毎年１～２回発行するとともに、本組合ホームページを活用しさまざまな情報を発信してきました。また近年では、介護保険制度や制度改正の内容の周知を図るため、住民の皆様からの要請に応じて「介護保険出前講座」を実施しています。

Ⅰ.本組合の広報紙「みんなの介護保険」の発行実績（本圏域内全戸配付）

平成14年度10月創刊

毎年４月及び10月発行

Ⅱ.本組合ホームページによる情報提供

平成21年度に本組合ホームページの改修を行い、掲載内容については随時更新を行ってきました。

【掲載内容】

●介護保険に関する最新情報

●介護保険制度の説明

●介護保険給付に関するＱ＆Ａ

●介護保険に関する各種様式

●講演会･研修会等のお知らせ　　など

Ⅲ.介護保険ガイドブックの作成

毎年度ガイドブックを作成し、要支援要介護の新規認定者に対し送付するとともに、構成市町の福祉担当窓口への設置、出前講座等での配布等に活用してきました。

Ⅳ.介護保険「出前講座」の開催実績

平成22年度　11回開催（385人参加）

平成23年度　24回開催（935人参加）

Ⅴ.その他

平成23年度　介護予防相談会を実施

平成21～23年度　各市町において介護予防講演会を開催

【第５期の取り組み】

第５期計画期間においてもこれらの取り組みを継続していくとともに、住民の皆様により分かりやすく迅速な情報の提供に努めてまいります。

Ⅰ.第４期計画期間中の取り組みの継続

第４期計画期間中に取り組んできた上記Ⅰ～Ⅴの取り組みについて、第５期計画期間においても実施してまいります。

Ⅱ.新たな広報媒体を活用した情報の提供

全世帯を配布対象とした「みんなの介護保険」の発行は、毎年４月及び10月の定期発行としているため、臨時的な情報の提供についても迅速な対応を図るため、新たな提供方法を検討します。

利用者の方が必要とするサービスを適切に選択できるよう、事業者情報の提供に努めます。事業所ごとのサービス内容などを迅速かつ公平に公表し、利用者が自立した生活を営むうえでより適切な事業所を選ぶことを可能にするため、平成18年４月に「介護サービス情報の公表」制度が創設されました。

（４）介護サービスの質の向上

①介護サービス計画の質の向上

【介護給付適正化事業（ケアプランチェック）】

多様化する利用者の要望に対応し、かつ適正な質の高い介護保険のサービスが提供できるよう、必要に応じて居宅介護支援事業所を訪問し、ケアプランチェックを行います。

また、本組合の独自の運用なども盛り込んだ「介護保険事業に係る事務手続きの手引き」を作成し、介護支援専門員向けの説明会を開催するなど、介護支援専門員の質の向上に努めます。

②介護サービスの質の向上

【介護職員等基礎研修事業】

介護に携わるさまざまな職種の職員の質の向上を図り、利用者が、どの事業所で介護を受けても質の高いサービスを受けることができるよう、鳥栖地区介護支援専門員協議会、鳥栖地区高齢者グループホーム事業所連絡協議会、鳥栖地区訪問介護事業所連絡協議会と連携し、介護職員等基礎研修を実施します。



【介護給付適正化事業（住宅改修・福祉用具の現地確認）】

住宅改修や福祉用具の購入・貸与をされた方の自宅等を訪問し、介護給付費が適正に給付されているかの確認を行います。

③地域密着型サービスの充実

勉強会や事業所間の介護従事者交換実習を通じて、地域密着型サービス事業所の全体的なレベルアップを図り、利用者がどの事業所を利用しても、同じように質の高いサービスを受けることができるよう努めます。

④事業者への指導・監査

地域密着型サービス事業所に対しては、年に１回以上集団指導を実施し、本圏域の地域密着型サービス事業所全体の状況を全事業所に伝えることにより、全体的なレベルアップを図ります。また、定期的かつ必要に応じて実地指導を実施し、適正な管理運営ができるよう努めます。

さらに、その他の事業所に対しても、利用者等からの情報提供に応じて、県などと連携しながら適正な管理運営ができるよう、指導を実施します。

⑤本組合独自の取り組み

【住所地特例の適切な運営のための取り組み】

介護保険法第13条に規定する住所地特例制度は、施設が多く建設されている市町村の介護給付費が増大しその介護保険財政を圧迫する一方、他の市町村の介護保険給付費が減少するという財政の不均衡を是正する財政調整のためのものであり、介護給付適正化の観点からしても確実に守られなければならない制度です。

特に本圏域においては、近隣市町からの転入者が多く、住所地特例制度が適切に守られなければ、介護保険財政に大きな影響を及ぼしかねません。

当該制度の適切な運営のため、対象施設等への協力を求めるとともに、構成市町の住民票担当部局並びに本組合の介護保険資格担当と給付担当が連携して、不適切な事例がないかについてチェックを行い、必要な場合は、当該施設等、並びに被保険者やその家族へ改善を求める等の取り組みを行います。

【地域密着型サービスの不適切な利用の防止】

平成18年に創設された地域密着型サービスは、利用者に対し、自らが住所を有する市町村（保険者）の範囲内にその利用を限定しています。

しかし、本組合は、周辺の市町村に比べ交通の利便性が良い、地域密着型サービスの事業所が量的に充実しているなどの理由から、本組合からの利用同意を得ないまま住民票の移転を伴う近隣市町村からの転入が多くなっており、介護保険財政を圧迫していました。

そこで、本組合管内の地域密着型サービス事業所の指定に際し、介護保険法第115条の12第６項の規定に基づく次の「地域密着型サービス事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件」を付し、不適切なサービス利用の防止策を講じることとしました。

①本組合以外の被保険者から利用希望があった場合は、当該被保険者の住所地の保険者から指定を受けること。

②本組合以外の被保険者から利用希望の相談等があった場合は、本組合介護保険課に対し、事前に連絡･相談等を行うこと。

③利用者は原則として本圏域に住民登録をし、12ヶ月以上経過している被保険者とすること。

④③の要件を満たさない者から利用の申し込みがあったときは、本組合と協議することとし、協議の結果、本組合の同意があった場合に限り、利用の申し込みを承諾すること。

【短期入所サービスの長期利用の確認】

短期入所サービスは、利用者が必要に応じて短期間施設等に宿泊し、利用者の心身機能の維持と介護家族の身体的･精神的負担の軽減を図るものです。

利用者が、短期入所サービスが必要なときに適切に利用できるよう、短期入所サービスを長期で利用する場合は、介護支援専門員から、理由書の提出を求め、その必要性について確認します。

【別居親族の訪問介護】

同居親族による訪問介護サービスの提供に関する制限は、運営基準等でも定められていますが、別居親族の訪問介護サービスの提供に関しては特別な取り決めがないため、本組合では、独自に基準を設け、介護給付費の適正化に努めています。

（５）利用者保護の充実

①苦情対応体制の充実

利用者から、介護サービス事業所への苦情があった場合は、当該介護サービス事業所から聞き取りを実施し、構成市町や地域包括支援センターと連携を図りながら、その対応に努めます。状況に応じて、県への情報提供も行います。

また、施設等へは、定期的に「介護あんしん相談員」が訪問し、利用者の困りごとの相談を受け、その解消を図ります。

②事故報告

本組合に対し、報告すべき事故内容を定め、すべての介護サービス事業所に対し、事故報告書の提出を求めます。必要に応じて、事故内容やその後の対応などの再確認を実施し、事故の再発防止に努めます。



8 低所得者への対応

（１）特定入所者介護（予防）サービス費

居住費･食費が低所得者の方に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を特定入所者介護（予防）サービス費として支給します。

施設サービス及び短期入所サービスが対象となります。

利用者負担段階	対象となる人（市町村民税世帯非課税）	居住費等の自己負担上限額				食費の負担上限額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第１段階	生活保護の受給者 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	８２０円	４９０円	４９０円 （３２０円）	０円	３００円
第２段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が８０万円以下の者	８２０円	４９０円	４９０円 （４２０円）	３２０円	３９０円
第３段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が８０万円を超える人	１，３１０円	１，３１０円	１，３１０円 （８２０円）	３２０円	６５０円
第４段階	市町村民税課税世帯	１，９７０円	１，６４０円	１，６４０円 （１，１５０円）	３２０円	１，３８０円

※ 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の自己負担額は、（ ）内の金額となります。
※ 第４段階の金額は、平均的な費用の額です。実施の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められます。

（２）高額介護（予防）サービス費

１か月に受けた介護保険サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護（予防）サービス費として支給します。

【自己負担の上限額】

区分		世帯の上限額	個人の上限額
第１段階	生活保護の受給者	１５，０００円	１５，０００円
	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	２４，６００円	１５，０００円
第２段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が８０万円以下の者	２４，６００円	１５，０００円
第３段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が８０万円を超える人	２４，６００円	２４，６００円
第４段階	市町村民税課税世帯	３７，２００円	３７，２００円